

## 高槻市地域生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に規定する障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、別に定めるもののほか、法第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。

2 この要綱において、「条例」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例（平成18年条例第37号）をいう。

3 この要綱において、「規則」とは、高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第40号）をいう。

4 この要綱において、「所長」とは、高槻市福祉事務所長をいう。

5 この要綱において、「障がい者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障がい者等をいう。

### (事業内容)

第3条 市は、厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知の地域生活支援事業等の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 理解促進・啓発事業（別記1）

(2) 自発的活動支援事業（別記2）

(3) 相談支援事業（別記3）

(4) 成年後見制度利用等支援事業（別記4）

(5) 意思疎通支援等事業

ア 意思疎通支援事業（別記5）

イ 入院時コミュニケーション支援事業（別記5-2）

(6) 日常生活用具給付等事業（別記6）

(7) 移動支援事業（別記7）

(8) 地域活動支援センター事業 (別記8)

(9) その他事業

ア 日中一時支援事業 (別記9)

イ 在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス事業 (別記10)

ウ 社会参加支援事業 (別記11)

エ 福祉ホーム事業 (別記12)

オ 障がい支援区分認定等事務

カ 重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業 (別記13)

キ 雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業 (別記14)

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は市とする。ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託又は社会福祉法人等が行う事業に対し補助することができるものとする。

2 所長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して必要に応じ監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による所長の監督を受け、所長から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(実施方法)

第5条 地域生活支援事業は、この要綱及び別に定めのあるものを除き、法の給付手続きに係る所要の規定を準用して実施するものとする。

(利用者負担月上限額に係る世帯の範囲)

第6条 第3条に掲げる各事業に係る利用者負担額は、条例に規定する。

2 利用者負担月上限額の決定に係る「世帯の範囲」とは、18歳以上の障がい者については、本人及びその配偶者、18歳未満の障がい児については、当該児童を含む住民票上の世帯をいう。

(秘密の保持)

第7条 地域生活支援事業を行う者は、その業務を行うにあたって、職務上知り得た秘密については、在職中及びその職を辞した後も、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する守秘義務を負うものとする。

(申請書等の様式)

第8条 この要綱に規定する申請書、通知書及び意見書等の様式については、所長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか事業の実施に関し必要な事項は所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 次の要綱は、平成18年9月30日をもって廃止する。
  - (1) 高槻市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱
  - (2) 高槻市更生訓練費支給要綱
  - (3) 高槻市施設入所者就職支度金支給要綱

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月17日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 次の要綱は、平成18年9月30日をもって廃止する。
  - (1) 高槻市障害児(者)短期入所送迎事業実施要綱

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次の要綱は、平成22年3月31日をもって廃止する。
  - (1) 高槻市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱
  - (2) 高槻市精神障害者生活相談・支援事業実施要綱
  - (3) 高槻市知的障害者生活支援事業実施要綱
  - (4) 高槻市障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱
  - (5) 高槻市障害児(者)生活相談・支援事業実施要綱

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行し、平成27年2月3日から適用する
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日より施行する。ただし、理解促進・啓発事業自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用等支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス事業、社会参加支援事業、短期入所送迎事業及び福祉ホーム事業の規定は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 生活サポート事業は、平成27年3月31日をもって廃止する。
- 3 次の各号に掲げる要綱及び要領は平成27年3月31日をもって廃止する。
  - (1) 成年後見制度利用等支援事業に関する報酬費用助成要領
  - (2) 高槻市身体障がい児・者住宅改修費給付事業実施要綱
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱及び要領の規定により提出されている申請書及び届出書は、新要綱の規定により提出された申請書及び届出書とみなす。
- 5 この要綱の施行の際、現に旧要綱及び要領の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日より施行する。
- 2 短期入所送迎事業は、平成28年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により提出されている申請書及び届出書は、新要綱の規定により提出された申請書及び届出書とみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成29年6月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和元年8月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。